令和 2026 年 10 月吉日

患者様・ご家族様 各位

医療機関名：医療法人葡萄の木
ぶどうの木クリニック
院長　山本　巻一

# 診療明細書の発行運用変更に関するお知らせ

当院ではこれまで、診療に係る明細書について「請求時」と「領収（お支払い）時」の双方で診療明細書を発行しておりました。しかしながら、同一内容の明細書が重複して発行されることによる患者様の混乱防止、および【環境負荷の低減（ペーパーレス化）/ 事務手続きの効率化】を目的として、**令和８年１１月１日**より、診療明細書の発行タイミング及び運用を下記の通り変更させていただくこととなりました。
患者様には何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

## 1. 変更内容

これまで【請求時】と【領収時】の 2 回発行していた診療明細書を、今後は**【領収（お支払い）時】の１回のみ**の発行とさせていただきます。

## 2. 変更（適用）開始日

**令和８年１１月１日**　【令和８年１０月診療分】より

## 3. ご留意いただきたい事項

- **再発行の不可：** 診療明細書（および領収書）は、医療費控除の確定申告などで必要となる重要な書類です。原則として**再発行はいたしかねます**ので、紛失されないよう大切に保管してください。
- **内容の確認：** 万が一、発行された明細書の内容についてご不明な点がございましたら、お支払い時に窓口、または下記問い合わせ先までご連絡ください。

## 本件に関するお問い合わせ先

【ぶどうの木クリニック】 医事課（または窓口担当）
電話番号：０９５２‐２０‐０８９９
（受付時間：平日 9:00～17:00）